〈参考資料〉

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)

なお、発症当日は0日目となります。

最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

- ○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。
- ○解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症状	発症日								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目	発熱	解熱	解熱後	解熱後	発症後	発症後	登校可		
	に解熱			1日目	2日目	4日目	5日目			
例2	発症後2日目	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	発症後	登校可		
	に解熱				1日目	2日目	5日目			
例3	発症後3日目	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可		
	に解熱					1日目	2日目			
例4	発症後4日目	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可	
	に解熱						1日目	2日目		
例5	発症後5日目	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可
	に解熱							1日目	2日目	

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。